

札幌市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の第 5 条第 3 項の規定に則り、駒岡清掃工場更新事業に関する実施方針を公表する。

2019 年 3 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

#### 駒岡清掃工場更新事業 実施方針

札幌市（以下「本市」という。）は、民間事業者の有する経営能力、技術力及び運営能力等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、駒岡清掃工場更新事業（以下「本件事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「P F I 法」という。）及び札幌市 P P P / P F I 活用方針に則って、実施する。

ここに、P F I 法及び札幌市 P P P / P F I 活用方針に則り、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、本件事業の実施に関する本市の方針（以下「実施方針」という。）を定め、公表する。



---

# 駒岡清掃工場更新事業 実施方針

---

2019 年 3 月 8 日  
札幌市

# 駒岡清掃工場更新事業 実施方針

## 目 次

---

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 第1章 用語の定義.....                              | 1  |
| 第2章 特定事業の選定に関する事項 .....                     | 3  |
| 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....                | 7  |
| 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項..... | 14 |
| 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項 .....           | 15 |
| 第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項 | 16 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....        | 17 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....   | 18 |
| 第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....                | 19 |

---

## 第1章 用語の定義

用語の定義は以下のとおりとする。

| 用 語               | 定 義                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| DBO方式             | 公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運転・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。                                                    |
| PFI法              | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。                                                            |
| 受入対象物             | 本市内から排出され、市収集車、地域清掃、委託車、許可業者、自己搬入者が本施設に直接搬入する搬入物を総称していう。                                                   |
| 運営・維持管理業務         | 本件事業のうち、本施設の運営・維持管理(運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。)に係る業務をいう。                                                 |
| 運営・維持管理業務委託契約     | 運営・維持管理業務に係る本市と運営事業者で締結される駒岡清掃工場更新事業運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。                                               |
| 運営・維持管理業務委託契約書(案) | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 運営・維持管理業務委託契約書(案)」をいう。                                                               |
| 運営事業者             | 落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社(SPC:Special Purpose Company)であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。 |
| 基本協定              | 本件事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される駒岡清掃工場更新事業基本協定書に基づく協定をいう。                                                  |
| 基本協定書(案)          | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 基本協定書(案)」をいう。                                                                        |
| 基本契約              | 本件事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める駒岡清掃工場更新事業 基本契約書に基づく契約をいう。                                          |
| 基本契約書(案)          | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 基本契約書(案)」をいう。                                                                        |
| 協力企業              | 構成事業者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。                                 |
| 建設工事請負契約          | 設計・建設業務に係る本市と建設事業者で締結される駒岡清掃工場更新事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。                                                     |
| 建設工事請負契約書(案)      | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 建設工事請負契約書(案)」をいう。                                                                    |
| 建設事業者             | 本件事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。                                                                    |
| 構成員               | 構成事業者のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。                                                                         |
| 構成事業者             | 構成員と協力企業の総称をいう。                                                                                            |
| 事業期間              | 設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約25年間をいう。                                                                         |
| 事業者               | 本件事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。                                                                           |
| 実施方針等             | 本実施方針、駒岡清掃工場更新事業 要求水準書(案)、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。                                                   |
| 焼却施設              | 本施設の建物のうち、焼却施設のプラント設備等を備えた建物をいう。                                                                           |
| 焼却灰等              | 焼却灰及び飛灰処理物を総称して又は個別にいう。                                                                                    |
| 処理困難物             | 本市では収集しないごみを総称していう。また、ガラス・せともの・石・コンクリートなど、最終処分場に自己搬入してもらいたいごみをいう。                                          |
| 処理対象物             | 受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。                                                                               |

| 用 語     | 定 義                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処理不適物   | 焼却処理又は破碎処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。                                                                                                   |
| 新清掃工場   | 本施設を構成する施設のうち、燃やせるごみ、破碎施設からの破碎残渣を処理対象物として焼却処理するための焼却施設と、燃やせないごみ、大型ごみ等を破碎するための破碎施設の総称とし、焼却施設、破碎施設、管理棟、計量棟、外構等のすべてを含めていう。                     |
| 設計・建設業務 | 本件事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。                                                                                                                  |
| 代表企業    | 入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。                                                                                                                       |
| 特定事業契約  | 本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。                                                                                             |
| 入札参加者   | 本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。                                                                                                                |
| 入札説明書   | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 入札説明書」をいう。                                                                                                            |
| 入札説明書等  | 本市が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。 |
| 破碎残渣    | 破碎施設から発生する破碎・選別残渣をいう。                                                                                                                       |
| 破碎施設    | 本施設の建物のうち、破碎施設のプラント設備等を備えた建物をいう。                                                                                                            |
| 本件事業    | 本市が実施する 駒岡清掃工場更新事業をいう。                                                                                                                      |
| 本市      | 札幌市をいう。                                                                                                                                     |
| 本施設     | 本件事業において設計・建設され、運営・維持管理される新清掃工場をいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。                                                                                     |
| 本実施方針   | 「駒岡清掃工場更新事業 実施方針」をいう。                                                                                                                       |
| 要求水準書   | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 要求水準書」をいう。                                                                                                            |
| 様式集     | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 様式集」をいう。                                                                                                              |
| 落札者     | 入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。                                                                                          |
| 落札者決定基準 | 入札公告時に公表する「駒岡清掃工場更新事業 落札者決定基準」をいう。                                                                                                          |

## 第2章 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

駒岡清掃工場更新事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

札幌市長 秋元 克広

(4) 事業予定地

札幌市南区真駒内 129 番 3 他

(5) 事業の目的

本件事業は、駒岡清掃工場の更新施設である、新清掃工場をD B O方式にて整備、運営・維持管理することで、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

(6) 事業の内容

ア 事業概要

本件事業は、別途工事にて実施する敷地造成工事（雨水調整池工事含む）で造成された敷地に新清掃工場を整備し、運営・維持管理するものである。

なお、本件事業で整備する施設は、焼却施設、破碎施設、管理棟、計量棟、駐車場、付帯施設（構内道路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）である。

(a) 新清掃工場の設計・建設業務

新清掃工場の設計・建設

(b) 運営・維持管理に係る業務

新清掃工場の運営・維持管理

イ 事業方式

本件事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、選定事業者として、本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本件事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は本市内に設立するものとする。

ウ 契約の形態

本市は、本件事業について事業者には本件事業の設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括で委託するために、本件事業に係る基本契約を締結する。

また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者と、本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、運営・維持管理業務に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を締結する。（「別紙1 本件事業の事業スキーム（例）」を参照のこと。）

## エ 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間：特定事業契約締結日から約25年間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から2025年3月31日とする。

運営・維持管理期間：2025年4月1日から2045年3月31日とする。

## オ 事業スケジュール（予定）

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| (a) 実施方針等の公表    | 2019年3月8日   |
| (b) 特定事業の選定の公表  | 2019年7月下旬   |
| (c) 入札公告        | 2019年8月上旬   |
| (d) 提案書提出       | 2019年12月上旬  |
| (e) 落札者の決定      | 2020年2月中旬   |
| (f) 運営事業者の設立    | 落札者の決定後速やかに |
| (g) 仮契約の締結      | 2020年4月上旬   |
| (h) 特定事業契約の締結   | 2020年6月     |
| (i) 設計・建設着手     | 2020年7月     |
| (j) 本施設の竣工及び引渡し | 2025年3月31日  |
| (k) 本施設の供用開始    | 2025年4月1日   |
| (l) 契約終了        | 2045年3月31日  |

## カ 本件事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等本市が実施する業務に対して協力する。

### (a) 事前業務

落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

### (b) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、本施設の整備に必要なものすべてを含む。
- ③ 工事範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示すこととする。
- ④ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。

### (c) 運営・維持管理業務

- ① 運営事業者は、本市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等）及び産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件事業の運営・維持管理業務として受付・計量業務、運転管理業務、副生成物及び資源物に係る業務、プラント設備の点検、検査、補修、更新業務、用役管理業務、機器等の管理業務、建築物等の保守管理業務、運営事務、情報管理業務、地域貢献事業等を行う。



- ② 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行うとともに、許可搬入者及び自己搬入者からのごみ処理手数料について、本市が定める金額を本市が定める方法で収納する。
- ③ 運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を電力事業者へ送電する。なお、売電収入は本市に帰属する。
- ④ 運営事業者は、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して地域熱供給事業者等への熱供給を行う。なお、熱供給料金収入は本市に帰属する。
- ⑤ 運営事業者は、焼却施設での処理に伴い発生する焼却灰等について、本施設内で貯留・保管、積み込みまでを行う。
- ⑥ 運営事業者は、本施設での処理に伴い発生する金属類、処理不適物（焼却残渣を含む。）を本施設内で、貯留・保管、積み込みを行い、本市が指定する業者に引き渡す。
- ⑦ 運営事業者は、見学者や視察者等に受付から引率や説明、その他の対応について行う。なお、行政視察等については、予約の受付を含め本市が行うが、運営事業者はこれに協力する。

#### キ 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

##### (a) 用地の確保

本市は、本件事業を実施するための用地を確保する。

##### (b) 環境影響評価の実施

本市は、環境影響評価手続きを実施する。

なお、事業者は、「環境影響評価書」の内容を遵守すること。

##### (c) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみの搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

##### (d) 資源物の資源化

本市は、本施設において、運営事業者から金属類を引き受け、民間の資源化業者に引き渡し、資源化を行う。なお、資源物の売却収入は、本市の収入とする。

##### (e) 処理不適物の最終処分等

本市は、本施設にて運営事業者から処理不適物を引き受け、最終処分又は資源化を行う。

##### (f) 本件事業のモニタリング

本市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

##### (g) 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

##### (h) 本件事業に必要な手続き

本市は、本件事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

#### ク 事業者の収入（本市からの支払分）

##### (a) 設計・建設業務に係る対価

本市は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

##### (b) 運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本件事業の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

#### ケ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

本市は、次の考え方・手順に従い、P F I 法及び札幌市 P P P / P F I 活用方針に定められる手続に則り、本件事業を特定事業として選定することとする。

### (1) 選定基準

本件事業を D B O 方式にて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本件事業を特定事業として選定する。

### (2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

### 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は本件事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本件事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

| 時 期                       | 内 容                                                                                             |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2019年3月8日（金）              | 実施方針等の公表                                                                                        |
| 2019年3月8日（金）<br>～3月29日（金） | 実施方針等に関する質問の受付                                                                                  |
| 2019年5月13日（月）             | 実施方針等に関する質問の回答                                                                                  |
| 2019年7月下旬                 | 特定事業の選定・公表                                                                                      |
| 2019年8月上旬                 | 入札公告                                                                                            |
| 2019年8月上旬                 | 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案））の公表 |
| 2019年8月中旬                 | 現地見学会                                                                                           |
| 2019年8月中旬                 | 入札説明書等に関する質問受付（第1回）                                                                             |
| 2019年8月下旬                 | 入札説明書等に関する質問回答（第1回）                                                                             |
| 2019年9月中旬                 | 参加表明書及び資格審査申請書類の受付                                                                              |
| 2019年9月下旬                 | 資格審査結果の通知                                                                                       |
| 2019年10月上旬                | 資格審査結果に関する説明要求の受付、回答                                                                            |
| 2019年10月上旬                | 対面的対話の実施                                                                                        |
| 2019年10月中旬                | 入札説明書等に関する質問受付（第2回）                                                                             |
| 2019年11月上旬                | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）                                                                             |
| 2019年12月上旬                | 入札提案書類の受付                                                                                       |
| 2020年2月中旬                 | 入札提案書類に関するヒアリング、審査                                                                              |
| 2020年2月中旬                 | 審査結果通知及び結果の公表<br>落札者の決定及び公表                                                                     |
| 2020年3月上旬                 | 基本協定締結                                                                                          |
| 2020年4月上旬                 | 特定事業契約仮契約締結                                                                                     |
| 2020年6月                   | 特定事業契約締結                                                                                        |

## (2) 入札手続き等

### ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

#### (a) 受付期間

2019 年 3 月 8 日（金）～2019 年 3 月 29 日（金）午後 5 時まで

#### (b) 提出方法等

##### (i) 提出先

札幌市環境局 環境事業部 施設管理課

##### (ii) 提出方法

実施方針等に対する質問・意見書（様式第 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail により提出することとする。なお、質問・意見書のデータは MS-Excel 形式で作成することとする。

##### (iii) 電子メールアドレス

seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp

#### (c) 回答方法

実施方針等に関する質問への回答は、2019 年 5 月 13 日（月）に本市のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

### イ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、PPP／PFI 手法により実施することが適切であると認めた場合、本件事業を特定事業として選定し、2019 年 7 月下旬に公表する。

### ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本件事業を特定事業として選定した場合、実施方針等に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、2019 年 8 月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

### エ 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を 2019 年 8 月中旬に開催する。なお、具体的な日程等の詳細については入札説明書等に示す。

### オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については入札説明書等に示す。

### カ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本件事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等、資格審査に必要な書類の提出を 2019 年 9 月中旬に求める。なお、資格審査の結果は 2019 年 9 月下旬に応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

### キ 対面的対話の実施

本市は、本件事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を 2019 年 10 月上旬に予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

#### ク 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本件事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を 2019 年 12 月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

#### ケ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、駒岡清掃工場更新事業者選定委員会において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。本市は、本件事業を実施する落札者を決定し、入札参加者には、2020 年 2 月中旬に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

### (3) 特定事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本件事業を実施するための運営事業者を設立し、本市は、建設工事請負契約を構成事業者に含まれる建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と 2020 年 6 月に締結する。

## 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。
- ウ 入札参加者の構成事業者の企業数の上限は任意とするが、構成事業者は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- エ 入札参加者は、「第 3 章 3（2）イ本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成事業者は、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成事業者も適用する。
- キ 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

## (2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本件事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

### ア 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）に工種「建築」で登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

① 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

② 申請に必要な書類の入手方法 上記①の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (e) 2002年12月1日以降に稼働した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事实績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

### イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (c) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）に工種「機械設備」で登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、ア(d)①②のとおり申請する必要がある。
- (d) ダイオキシンの排出規制が強化された2002年12月以降に稼働した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設であり、次の3つの要件を満たす、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。ただし、①、②及び③は異なる施設での実績でも可とする。

① ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（施設規模 200 t / 日以上、複数炉構成とし、焼却処理方式はストーカ式とする。）の実績を有すること。

② ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（施設規模 200 t / 日以上、

複数炉構成とし、焼却処理方式を問わない。事業方式はDBO方式とすること。)の実績を有すること。

- ③ 破碎処理施設(高速回転式破碎机(処理能力10t/5h以上)を有する施設)の実績を有すること。

ウ 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- (a) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に業種「廃棄物処理業」かつ「建物設備等保守管理業」で登録されている者であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、ア(d)①②のとおり申請する必要がある。
- (b) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、2009年4月1日以降に以下の施設要件を満たす1年以上の運転管理業務実績を元請(応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。)として有すること。ただし、①及び②は異なる施設の実績でも可とする。
- ① ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設(施設規模200t/日以上、複数炉構成)
- ② 破碎処理施設(高速回転式破碎机(処理能力10t/5h以上)を有する施設)
- (c) 廃棄物処理施設技術管理者講習(ごみ処理施設)を修了し、一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設(施設規模100t/日以上、複数炉構成))の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 構成事業者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- イ 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者。
- (a) 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

- (b) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- コ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- サ 国税又は地方税を滞納している者。
- シ 本市が本件事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- 本件事業に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
- (a) 株式会社エイト日本技術開発
  - (b) ベーカー&マッケンジー法律事務所

#### (4) 参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成事業者に代わって参加資格を有する構成事業者を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成事業者の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成事業者が参加資格要件を欠いた日とする。
- ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、本市と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成事業者が参加資格要件を欠いた場合、本市は、落札者と特定事業契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。



(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- イ 運営事業者の目的は、本件事業の運営・維持管理業務を実施するもののみであること。
- ウ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- エ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者等で構成する、駒岡清掃工場更新事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。本市は、委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合且つ入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

## 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として、別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設の設計・建設、運営・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、運営・維持管理に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項

### 1 公共施設等の立地に関する事項

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 所在地              | 札幌市南区真駒内 129 番 3 他     |
| (1) 敷地面積（事業用地面積） | 約 84,000m <sup>2</sup> |
| (2) 都市計画事項       |                        |
| ア 都市計画施設         | ごみ焼却場として決定予定           |
| イ 用途地域           | 市街化調整区域                |
| ウ 建ぺい率           | 60%以下                  |
| エ 容積率            | 200%以下                 |
| オ 高度地区・高さの制限     | 指定なし                   |
| カ 防火地区           | 指定なし                   |
| キ 日影規制           | 規制なし                   |
| ク 緑化率            | 指定なし                   |
| ケ 景観             | 景観計画区域                 |
| コ その他            | 宅地造成工事規制区域             |

### 2 施設の規模及び概要

#### (1) 本施設の概要

| 施設の種類 | 概 要   |                                   |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 焼却施設  | 処理対象物 | 燃やせるごみ、破砕施設からの破砕残渣                |
|       | 処理方式  | 全連続燃焼式（ストーカ式）                     |
|       | 処理能力  | 600t/日（300t/日×2 炉）                |
| 破砕施設  | 処理対象物 | 燃やせないごみ、大型ごみ                      |
|       | 処理方式  | 破砕・選別                             |
|       | 処理能力  | 130t/日（剪断ライン：80t/日、回転破砕ライン：50t/日） |

## 第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

札幌市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本件事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

### 3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

|           |   |                                                                     |
|-----------|---|---------------------------------------------------------------------|
| 担 当 課     | ： | 札幌市環境局 環境事業部 施設管理課                                                  |
| 所 在 地     | ： | 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目                                             |
| T E L     | ： | 011-211-2922                                                        |
| 電 子 メ ー ル | ： | seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp                              |
| ホームページ    | ： | <a href="http://www.city.sapporo.jp">http://www.city.sapporo.jp</a> |

2019 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 あて

## 実施方針等に対する質問・意見書

「駒岡清掃工場更新事業」の実施方針等について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 質問・意見者 | 会社名    |  |
|        | 所属     |  |
|        | 担当者名   |  |
|        | 電話     |  |
|        | FAX    |  |
|        | E-mail |  |

## (1) 実施方針等に対する質問

|     |      |   |       |     |     |       | 総質問数 | 問 |
|-----|------|---|-------|-----|-----|-------|------|---|
| No. | 資料名  | 頁 | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 項目名   | 内容   |   |
| 1   | 実施方針 | 1 | 第 1 章 | 1   | (1) | 事業の目的 |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |

## (2) 実施方針等に対する意見

|     |      |   |       |     |     |       | 総意見数 | 問 |
|-----|------|---|-------|-----|-----|-------|------|---|
| No. | 資料名  | 頁 | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 項目名   | 内容   |   |
| 1   | 実施方針 | 1 | 第 1 章 | 1   | (5) | 事業の目的 |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |
|     |      |   |       |     |     |       |      |   |

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-Excel データは、札幌市ホームページにおいてダウンロードすることができる。  
ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp>



別紙1 本件事業の事業スキーム（例）

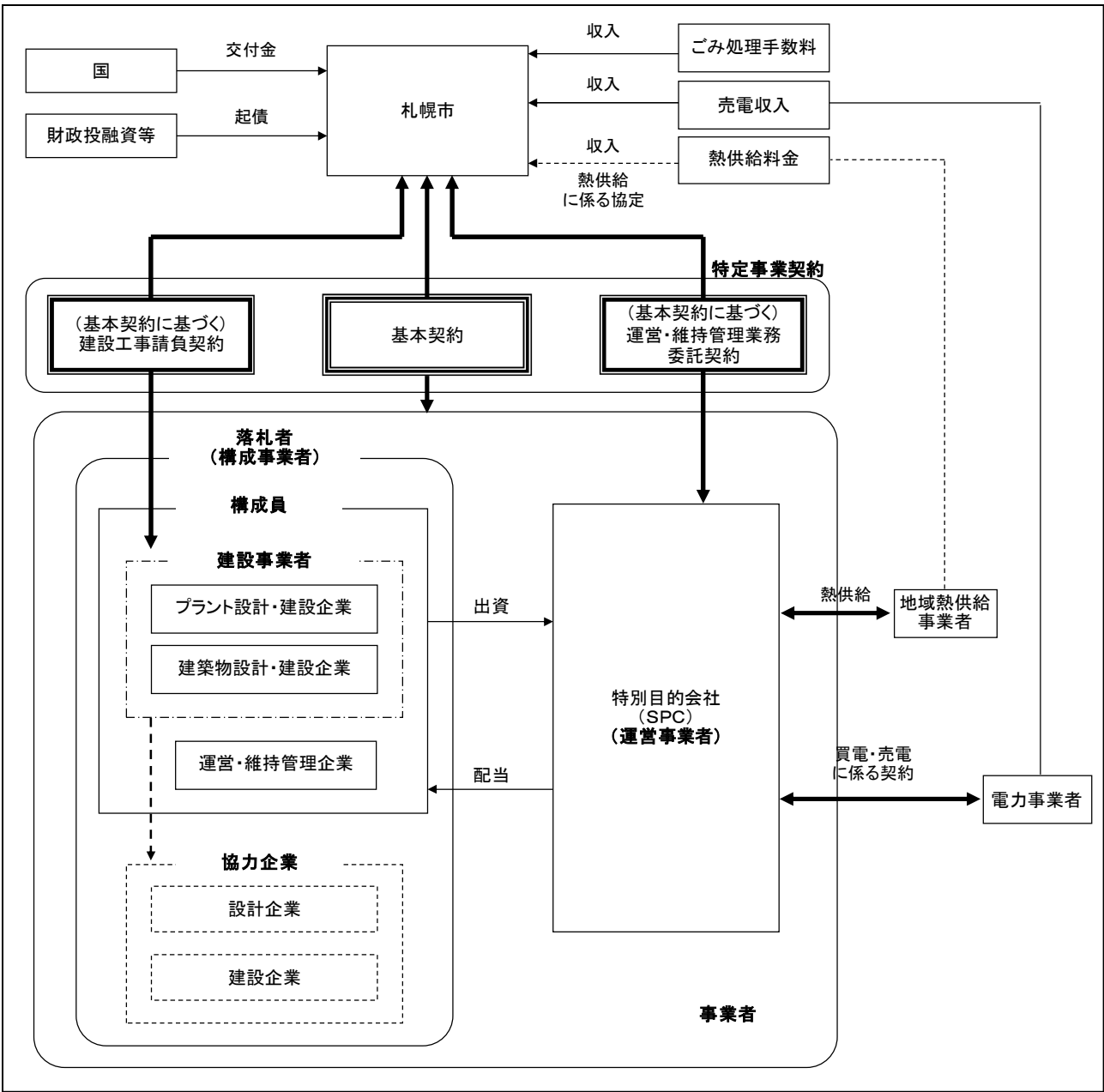


図1 事業スキーム（例）

別紙2 リスク分担表

表2 リスク分担表

| 段階   | リスクの種類         | リスクの内容                                                     | 本市 | 事業者            |
|------|----------------|------------------------------------------------------------|----|----------------|
| 共通   | 計画変更           | 事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの                                   | ○  |                |
|      | 資金調達           | 事業の実施に必要な資金調達に関するもの                                        | ○  |                |
|      |                | 交付金の見込み違いによるもの                                             | ○  |                |
|      |                | 事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの  |    | ○              |
|      |                | その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク | ○  |                |
|      | 契約締結           | 本市の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合                      | ○  |                |
|      |                | 事業者の事由により、本市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合                      |    | ○              |
|      | 政策変更           | 本市に関わる政策の変更(本件事業に直接的影響を及ぼすもの)                              | ○  |                |
|      | 法令等変更(税制変更を含む) | 事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更                                       | ○  |                |
|      |                | 上記以外の法令等の新設・変更                                             |    | ○              |
|      | 許認可取得          | 本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの                                       | ○  |                |
|      |                | 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの                                      |    | ○              |
|      | 第三者賠償          | 本施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合                            |    | ○              |
|      |                | 事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合                           |    | ○              |
|      | 住民対応           | 事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟                                  | ○  |                |
|      |                | 事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟                        |    | ○              |
|      | 周辺環境の保全        | 事業者の業務に起因する環境の破壊                                           |    | ○              |
|      | 債務不履行          | 本市による債務不履行                                                 | ○  |                |
|      |                | 事業者による債務不履行                                                |    | ○              |
|      | 事業破綻           | 事業者の財務に関するもの                                               |    | ○              |
|      | 土地の瑕疵          | 土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの                                      | ○  |                |
|      | 物価変動           | 開業前の物価変動                                                   |    | ○              |
|      |                | 開業後の物価変動                                                   | ○  | △ <sup>1</sup> |
|      | 技術革新           | 契約時点では想定しない技術革新により、事業を継続するため追加投資が必要となる場合                   | ○  | △ <sup>2</sup> |
|      | 不可抗力           | 天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの                      | ○  | △ <sup>3</sup> |
| 計画設計 | 測量・調査          | 本市が実施した測量・調査に関するもの                                         | ○  |                |
|      |                | 事業者が実施した測量・調査に関するもの                                        |    | ○              |
|      | 設計変更           | 本市の指示の不備、変更によるもの                                           | ○  |                |
|      |                | 事業者の判断の不備によるもの                                             |    | ○              |
|      | 応募             | 提案書作成の費用負担                                                 |    | ○              |
| 建設   | 用地取得           | 当該事業用地の確保に関するもの                                            | ○  |                |
|      | 完工             | 本市に起因する工事遅延によるもの                                           | ○  |                |
|      |                | 事業者に起因する工事遅延によるもの                                          |    | ○              |
|      | 建設費超過          | 本市の指示による工事費の増大                                             | ○  |                |
|      |                | 上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大                             |    | ○              |

| 段階  | リスクの種類           | リスクの内容                                                  | 本市 | 事業者            |
|-----|------------------|---------------------------------------------------------|----|----------------|
| 建設  | 施工管理（工事による一般的損害） | 施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害                      |    | ○              |
|     | 要求水準の未達          | 要求水準の未達（施工不良を含む。）                                       |    | ○              |
|     | 施設損傷             | 工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害                                 |    | ○              |
| 運営  | 支払い遅延・不能         | 本市の支払い遅延・不能に関するもの                                       | ○  |                |
|     | ごみ量変動            | 計画したごみ量が確保できない                                          | ○  | △ <sup>4</sup> |
|     | ごみ質変動            | 計画したごみ質が確保できない                                          | ○  | △ <sup>5</sup> |
|     | 搬入管理             | 本施設へのごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合       |    | ○              |
|     |                  | 上記以外                                                    | ○  |                |
|     | 運営費上昇            | 本市の指示等による運営・維持管理費の増大                                    | ○  |                |
|     |                  | 上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。） |    | ○              |
|     | 施設損傷             | 本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）          | ○  |                |
|     |                  | 事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷                              |    | ○              |
|     | 要求水準の未達          | 要求水準の未達（施工不良を含む。）                                       |    | ○              |
| 終了時 | 売電収入の変動          | 電力事業者の売電単価変更による売電収入の変動                                  | ○  |                |
|     |                  | 事業者の事由による売電収入の変動                                        |    | ○              |
|     | 施設の健全性           | 事業期間満了時における要求水準の保持                                      |    | ○              |
|     | 終了手続き            | 終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等                 |    | ○              |

※ ○:主分担 △:副分担

注記(△(副分担)の説明)

- △<sup>1</sup> 物価変動については、一定程度（設計・建設業務に関しては、契約約款によるものとし、運営・維持管理業務に関しては 1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。
- △<sup>2</sup> 技術革新については、事業者が契約（契約金額）の中で対応できる場合は対応するが、設備機器の入れ換え等が必要な場合の費用負担については、本市、事業者の協議による。
- △<sup>3</sup> 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営業・維持管理業務委託料の 1/100 を想定）までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。
- △<sup>4</sup> ごみ量変動リスクについては、固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。
- △<sup>5</sup> ごみ質変動リスクについては、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は本市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。